

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十三号

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「（構造計算適合性判定を求める通知にあつては、申請書）」を削る。
 第十条の見出し中「特殊建築物」を「特定建築物」に改め、同条第一項中「報告すべき建築物」の下に「（政令第十六条第一項の建築物を除く。）」を加え、「とし、同項の規定により報告すべき事項は建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項」を削り、同項の表を次のように改める。

	用 途	規 模
(一)	児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。）	当該用途に供する部分の床面積の合計が四百平方メートル以上であり、かつ、地階又は三階以上の階に当該用途に供する部分があるもの
(二)	学校（各種学校を含む。）又は体育館（学校に附属するものに限る。）	当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上であり、かつ、地階又は三階以上の階に当該用途に供する部分があるもの
(三)	事務所その他これに類するもの（階数が七以上で、かつ、延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。）	当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以上であり、かつ、地階又は五階以上の階に当該用途に供する部分があるもの

第十条第二項中「第三十六号の二の四」を「第三十六号の二」に、「第三十六号の二の五」を「第三十六号の三」に改め、同条第三項中「各号の区分に従い当該各号に定めるとおり」を「表の上欄に掲げる用途の区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

	用 途	報告時期
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等	平成三十年以後三年ごと
(二)	旅館又はホテル	平成二十九年以後三年ごと
	学校（各種学校を含む。）、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マー	平成二十八年以後三年ごと

(三)	ケット、展示場、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は事務所その他これに類するもの（階数が七以上で、かつ、延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。）

第十一条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第一項中「報告すべき建築設備又は工作物」を「報告すべき特定建築設備等（政令第十六条第三項の特定建築設備等を除く。）」に改め、「とし、同項の規定により報告すべき事項は建築設備又は工作物の安全、衛生、防火及び避難に関する事項」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 前条第一項の規定により報告すべき建築物に設けた随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）

第十一条第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「前条第一項の表に掲げる」を「法第十二条第一項の規定により報告すべき」に、「給排水設備」を「給排水設備（給水タンク、貯水タンク又は排水槽を設けたものに限る。）」に改め、同号を第二号とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十二条第三項の規定による報告は、省令第六条第三項の報告書（省令別記第三十六号の十様式による報告書を除く。）及び定期検査報告概要書（省令別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書を除く。）に縮尺、方位、間取、各室の用途、特定建築設備等の種類及び位置を明記した各階平面図を添えてしなければならない。

第二十一条第二項、第二十一条の三第二項、第二十一条の三第二項、第二十二條第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項及び第二十九条第二項中「第二十条の五第四項」を「第二十条の六第四項」に改める。

別記様式第十号の三中「様式第10条の3（第20条の5関係）」を「様式第10条の3（第20条の6関係）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の建築基準法施行令（以下「新政令」という。）第十六条第一項第四号及び第五号の規定により新たに定期報告を要する建築物となったものの最初の報告時期は、改正後の広島県建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第十条第三項の表(三)の項下欄の規定にかかわらず、平成二十九年十二月二十八日までとする。

3 新政令第四百六条第一項第二号の小荷物専用昇降機及び同令第十六条第三項第二号の防火設備（いずれもこの規則の改正の際現に存するもの又は施行期日から平成二十九年五月三十一日までの間に改正後の建築基準法第七条第五項又は同法第七条の二第五項（いずれも同法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を

受けたものに限る。）の最初の報告時期は、新規則第十一条第三項の規定にかかわらず、平成三十年十二月二十八日までとする。